

令和7年度井原市地域活性化補助金 募集要項



井 原 市

1 趣 旨

井原市地域活性化補助金は、地域の活性化を図り、よりよい市民生活の実現のために、市内で活動するNPO法人、ボランティア団体等の市民活動団体が自ら企画立案し実施する公益的な事業に対して補助するものです。

この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は公募とし、厳正な審査を経て決定します。

2 補助の内容

応募することができるのは1団体1事業です。

地域的又は社会的な課題の解決につながると認められる事業、地域活性化に効果的なイベント事業の実施経費を補助します。

ただし、計画段階での補助金額が5万円以上のものとします。

補助金額は、補助対象経費から当該事業に係る収入金額を控除した額の**10分の10以内**（千円未満切り捨て、**上限50万円**）となります。

同一事業への補助金の交付は**3回**を限度とします。ただし、井原市協働のまちづくり事業補助金及び井原市地域活性化イベント補助金において、同一事業への補助金の交付を受けている場合はその回数も含めます。

3 補助対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業が補助対象となります。

- (1) 公益性が認められること。
- (2) 計画から実施まで責任を持って遂行できること。
- (3) 令和7年4月から翌年3月までの間に実施する事業であること。
- (4) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動に関する事業でないこと。
- (5) 効果が特定の個人のみにも帰属することを目的とする事業でないこと。
- (6) 井原市又は井原市から補助を受けている団体から、他の制度による補助を受けていないこと。
- (7) 上記(1)～(6)の要件のほか、法令等に違反しないこと。
- (8) 地域社会の健全な発展に寄与すること。
- (9) 介護保険及び支援費制度など保険給付事業でないこと。
- (10) 工事を伴う施設整備又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備でないこと。

(11) 営利を目的とする事業でないこと。

4 応募できる団体

次の全ての要件を満たす団体が応募できます。

- (1) 非営利かつ市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主的かつ自立した運営を行う団体であること。(法人格の有無は問いません。)
- (2) 構成員が10人以上の団体であって、構成員の半数以上が市民(市内に勤務し、又は通学する者を含む。)であること。(名簿を添付してください。)
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (4) 特定の公職者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。
- (5) 市内に活動の拠点を持ち、かつ連絡のとれる責任者を確保できること。
- (6) 会則又は定款を有していること。
- (7) 主たる構成員が市税等を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団の統制の下にある団体又は暴力団の構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (9) 井原市地区まちづくり協議会等団体登録要綱(平成24年井原市告示第51号)第2条による地区まちづくり協議会等として登録した団体及び井原市まちづくり協議会連絡会議でないこと。

5 補助の対象経費

事業実施のために直接必要な経費で、かつ補助金の交付決定があった日から事業完了日までの期間に支払った経費が補助の対象となります。

費 目	内 容
報 償 費	講師等への謝金又は謝礼、ただし高額(1回1人10万円以上)及び主催関係者は不可
旅 費	講師等に係る交通費や宿泊費の実費
備品購入費	備品代(1点1万円以上の物品)。ただし、補助対象経費の30%以内に限る。
消耗品費	事務用品、用紙、材料等1点1万円未満の物品の購入代

食糧費	事業を実施するために必要不可欠と認められる食糧代（事業を実施する際の運営または、参加者に対しての食事代、飲食代は除く）
燃料費	機材、車両等の燃料費
印刷製本費	パンフレット等のコピー若しくは印刷又は写真の現像若しくはプリント代等※
通信運搬費	切手、はがき、小包等の料金、電話料金等
保険料	行事保険、講師等が加入する損害賠償保険料等
手数料	銀行振込手数料、クリーニング代等
使用料	会場使用料、音響機器使用料、その他機器のレンタル料
委託料	ステージの設営、音響機器の操作等の委託料
その他	市長が特に必要と認めるもの

※チラシやパンフレット等の印刷をデザインも含めて業者に依頼する場合は、委託料として扱います。

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、以下のものは補助の対象から除きます。

補助対象外経費の例

(1) 団体の経常的な活動に要する経費（例えば事務所等の管理費、家賃等）
(2) 団体の構成員の親睦に要する飲食の経費
(3) 汎用性の高い備品（例えばパソコン、プリンター等）
(4) 記念品、商品券等の金券の購入代金
(5) 土地の取得、造成、補償にかかる経費
(6) 他の事業を行っている場合、それらの事業との共通する経費
(7) 併用する他の補助制度等により補てんされる経費
(8) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
(9) 参加者の材料代
(10) その他、事業に直接かかわらない経費や社会通念上適切でない経費

6 募集の周知

以下の方法で、募集することを周知します。

- (1) 広報いばら 12月号への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 募集要項での周知（市役所・市民活動センター・アクティブライフ井原等への備え付け）
- (4) 市民活動センター登録団体への案内

7 制度説明

申し込み手続きや制度の説明は、希望団体に直接説明します。

応募についての問い合わせや相談等は、井原市市民活動推進課で随時受け付けます。できるだけ事前に電話連絡の上、お越してください。

8 募集期間（応募書類の受付期間）

令和6年12月16日（月）～令和7年2月7日（金）

市民活動推進課へ提出又は郵送（2月7日必着）

※パソコンを使って書類を作成した団体は、電子データも併せて提出してください。

提出していただく書類

様式第1号「補助金企画書」（受付期間内に以下の書類を添えて提出すること）

※団体の会則又は定款及び会員名簿を提出してください。（任意様式）

※1年以上活動している団体の場合は、前年度の活動報告書及び収支決算書を添付してください。（任意様式）

様式第2号「事業実施計画書」

※過去の同一事業（3回を限度）を実施する場合は、過去の実績及びその効果並びに課題、見直し事項、進捗状況等を示すこと。（任意様式）

様式第3号「収支予算書」

※他の補助制度と併用する場合は、併用する制度に関する書類（規程、申請書類等）も提出してください。

申請書類の様式は井原市市民活動推進課のホームページからダウンロードできます。

9 審査方法

審査は、次のとおり行います。

（1）1次審査

市の関係部局による書類審査を行います。

（2）2次審査

地域活性化補助金審査委員会（5名）で、応募書類を審査するほか、公開プレゼンテーションを行い、その内容を審査します。

また、継続事業については応募時に提出された前年度事業の進捗状況の内容も参考にし

た上で審査します。2次審査にあたっては、1次審査結果、市民コメント（後述）を参考にします。

審査項目は下表のとおりです。

区 分	項 目	
1次審査	① 公益性	多くの市民の利益につながるものであるか
	② 必要性	市民のニーズや地域課題の解決につながるものであるか
	③ 計画性	事業内容、実施体制及び予算計画が事業の実現可能な内容であるか
	④ 発展性	事業を発展させ実施する可能性が期待できるか※
2次審査	① 公益性	多くの市民の利益につながるものであるか
	② 必要性	市民のニーズや地域課題の解決につながるものであるか
	③ 地域性	地域特性や資源を生かしたものであり、地域性が感じられるか
	④ 計画性	事業内容、実施体制及び予算計画が事業の実現可能な内容であるか
	⑤ 先駆性	事業の発想や着眼点に先駆性が感じられるか
	⑥ 協働性	多くの住民などの参画や参加を得られる工夫をしているか
	⑦ 自立性	自主財源の確保に努めており、主体性を持って事業を進めているか
	⑧ 発展性	事業を発展させ実施する可能性が期待できるか※

※補助事業が終わってからも継続して取り組み、事業を発展させ実施する能力は見込めるかを重視します。

審査結果（補助対象事業の選考及び交付額の査定結果）は市長に報告され、補助金の交付の決定は市長が行います。

（3）交付決定

2次審査の得点が高い事業から順に、井原市長が予算の範囲内で交付決定を行います。ただし、予算の範囲内であっても、その得点が別に定める基準を下回るときは、補助金を交付しないこととします。また、交付決定に際しては、審査委員会から計画の見直しを求められることがあります。

10 公開プレゼンテーションの実施

応募された事業については、2次審査において一般公開でプレゼンテーションを行います。

開催予定日：令和7年3月中旬

開催時間：応募件数を確認後決定し、応募団体に通知します。

会場 : 井原市市民活動センター（つどえ〜る）

※市民への周知は、市ホームページで行います。

1.1 市民参加

公開プレゼンテーションに参加した市民は、応募事業についての意見を市民コメントシートで提出することができます。提出された市民コメントは、2次審査の参考資料として、「審査委員会」に提出します。

1.2 結果の公表

審査の結果は、応募団体へ通知するとともに広報いばら、市ホームページで公表します。ただし、審査結果通知は、補助金の交付を約束するものではありません。

1.3 普及広報

井原市地域活性化補助金制度を市民の方により知っていただくために、補助金交付を受けた団体は補助事業を行う際に、ポスターやチラシ等に井原市地域活性化補助金交付対象事業である旨の表示をしていただきます。

1.4 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、補助事業終了後、事業報告書類を提出していただきます。

このほか、市が開催する情報交換会や一般公開での成果報告会等に参加をお願いし、事業成果の発表をしていただくことがあります。

また、市が事業成果報告書を作成する際には、原稿寄稿などの協力をお願いします。

1.5 その他

本補助金については、令和7年度から令和9年度までの補助金です。

1.6 問い合わせ・応募書類等の郵送先

井原市 市民生活部 市民活動推進課

〒715-8601 井原市井原町311番地1

電話：0866-62-9508 FAX：0866-62-9797

メールアドレス：shiminkatsudou@city.ibara.lg.jp

事業の流れ

① 令和7年度事業の募集

募集期間 : 令和6年12月16日(月)～令和7年2月7日(金)

申請書類提出先 : 市民活動推進課

② 1次審査(庁内審査員による)の実施

日時 : 令和7年2月中旬

③ 2次審査(公開プレゼンテーション)の実施

日時 : 令和7年3月中旬

場所 : 井原市市民活動センター「つどえ～る」

④ 補助事業の採択決定

令和7年3月下旬に各団体あてに補助事業採択の可否について通知します。

⑤ 補助金の交付申請

補助金交付申請書を市民活動推進課に提出してください。

⑥ 補助金の交付決定

補助金交付申請書に基づき、交付について決定します。(令和7年4月)

⑦ 補助金の請求・交付

概算払を希望する団体には、概算で補助金を交付することができます。

⑧ 事業の実施

事業計画に沿って、活動を行います。活動内容に変更、中止等が生じた場合には、補助金の変更等申請が必要となります。

⑨ 実績報告(事業実施後30日以内又は翌年の3月31日のいずれか早い日までに報告)

事業実施後、実績報告書に必要書類を添付し、市民活動推進課まで提出してください。

◎必要書類・・事業実績報告書、収支決算書、自己評価書、領収書等の写し、事業実施に係る記録写真、資料等

⑩ 補助金の確定・精算

補助金額を確定し、補助金の精算を行います。概算払を受けた場合であって、余剰金が発生した場合は井原市に返納していただきます。

⑪ 交付決定後の事業内容の変更等

交付決定後の事業内容及び対象経費の総額、予算配分の変更は原則できません。やむを得ない事情により、変更せざるを得ない場合は、事前に市民活動推進課に相談してください。

⑫ 事業報告会の開催

補助金交付を受けた団体には、市が開催する事業報告会等に参加をお願いし、事業成果の発表をしていただくことがあります。発表の際には、事業実施のチラシ、ポスター、写真などの資料が必要となりますので、ご注意ください。